

平成30年度行政監査（テーマ監査）の結果の公表について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき平成30年度行政監査（テーマ監査）を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

平成30年9月11日

上三川町監査委員 舘野治信

上三川町監査委員 稲見敏夫

行政監査（テーマ監査）の結果について

1 監査期日

平成30年7月5日（木）、6日（金）

2 監査のテーマ

補助金について

3 監査の対象

- (1) 平成29年度行政監査の結果対応
- (2) 平成29年度に執行された補助金（年度毎の比較のため、平成28年度以前に執行された補助金を含む場合もある）

4 監査対象課及び予算科目

所 管 課	監 査 対 象 予 算 科 目 【 H29 補 助 金 】
企 画 課	補助金の対象経費の基準について
総 務 課	2-1-4 交通安全対策費【下野地区交通安全協会 800 千円】 2-1-5 防犯費【防犯協会 160 千円】 9-1-2 非常備消防費【女性防火クラブ 180 千円】
福 祉 課	10-1-4 幼稚園費【幼稚園教育推進事業 800 千円】
産 業 振 興 課	6-1-3 農業振興費【農村青少年育成支援事業 50 千円】 〃 【認定農業者協議会活動促進事業 400 千円】
生 涯 学 習 課	10-4-5 文化振興費【文化祭運営委員会 1,200 千円】 10-5-1 保健体育総務費【体育協会 2,500 千円】 〃 【学童野球大会 150 千円】 〃 【しらさぎ駅伝 1,300 千円】 〃 【しらさぎマラソン 3,500 千円】

## 5 監査事項（着眼点）

補助金等審査委員会において審査された補助金について、事務処理は、能率的、効率的に行われているか、事務の執行は、法令（条例、規則、要綱含む。以下同じ。）に基づき適正に行われているか、社会・経済情勢や行政需要の変化への対応はなされているか等、次の事項により監査を行う。

- (1) 事業の変更、終了等に伴う補助金の更改、廃止は適切に行われているか。
- (2) 終期の設定（時限性）がなされる必要性はないか。
- (3) 補助金の他に行政効果を向上させる方法はないか。
- (4) 行政の守備範囲と補助対象団体の守備範囲は区分され、運用されているか。
- (5) 運営費、事業費が補助対象となっている場合、その中で特定の経費が基準を著しく上回っている、又は下回っていることはないか。
- (6) 補助対象団体は、単に補助金をその傘下団体に配分するだけの組織となっていないか。
- (7) 補助金の交付団体に対する指導は、適切に行われているか。
- (8) 低額な補助金で、効果に疑問のあるものはないか。
- (9) 補助対象事業の実績確認は、適正に行われているか。

## 6 監査結果

### (1) 総評（全体）

事前に提出された資料及び各課へのヒアリングによる監査の結果、それぞれの補助金の必要性は十分に感じられるが、一部、事務処理等において是正すべきもの、また不適切なものが見受けられた。

なお、この結果（意見を除く。）に対する措置、対応等について、9月13日（木）までに書面にて報告されたい。

### ※ 措置、対応等について

9月13日（木）の期限までに措置、対応そのものを求めるものではなく、今後の方針、考え方、スケジュール等について、報告を求めるものである。

## 【指摘事項】

○ 明らかに不適切な事務処理であることから、次の事項について早急に対処された。

ア 補助金の交付を受けている団体（以下「補助団体」という。）の事務を担当している職員が、当該団体の物品の購入にあたり立替払いをし、その際、不適切と思われる行為の事例が見られたことから、このことに対し、調査・対応されたい。

イ 補助団体の事務を町が行っている場合、補助金に係る事務処理が全て自己完結であるため、チェック機能が全く働いていない。今回のいくつかの指摘事項等の要因の一つは、ここにあると思われる。

このことから、例えば、他課や補助金等審査委員会において書類のチェックをするなど、審査体制の見直しを図られたい。

## 【指導事項】

○ 上三川町補助金等基本条例（以下「補助金等基本条例」という。）第6条に定められた基本原則に則り、補助金制度の透明性を確保する観点から、次の事項について対応されたい。

なお、一部については昨年度と同様のものであり、指導事項を真摯に受け止め、徹底されたい。

ア 補助金に対する職員の基本的な知識の欠如による不適切な事務処理、軽微なミスが多く見受けられる。

昨年度、補助金制度を総括する企画課において、各課に対し事務処理についての周知がなされたにもかかわらず、同様の誤りをしているので、補助金制度に関する研修を実施するなど、職員のスキルアップのための対応をされたい。

イ 書類審査の基本である計数誤りの指摘漏れが見られるので、徹底されたい。

ウ 「交付申請」から「実績報告」までの一連の事務処理について、補助団体に対し指導を徹底されたい。（企画課→全庁→補助団体へ指導）。

(ア) 上三川町補助金等基本条例施行規則（以下「補助金等基本条例施行規則」という。）第19条の規定により、補助金を交付請求する場合の「概算払い」「前金払い」の違いについて、昨年度、企画課が各課に対し周知したにもかかわらず同様の誤りが見られたので、所管課においては確認を徹底するとともに、補助団体に対し指導されたい。

(イ) 補助金等基本条例施行規則第17条の規定により実績報告書を提出する際の添付書類として「支出内容及び金額を確認できる書類」とされているものの、「領収書が不鮮明なもの」、また、「支出内容が確認できない領収書のみが添付されているもの」など、内容の確認が困難なものが多く見受けられた。

このような場合、適正な審査が困難となるため、内容が確認できるものとして領収書のほかに明細書等も併せて添付させるなど、補助団体に対し指導されたい。

(ウ) 「支出内容及び金額を確認できる書類」について、全ての経費の領収書等が添付されているため、補助の対象と対象外の区分が分かりにくいものがある。

このことから、補助対象経費のみの領収書等を添付するよう、補助団体に対し指導されたい。

(エ) 補助金等基本条例施行規則第17条の規定により、実績報告書を提出する際の添付書類である「事業報告書」の「自己評価」について、単に「事業が計画通り完了した」等のみを記載しているものがほとんどである。

そのため、例えば、事業費補助金であるならば「補助対象事業に掲げた目標に対する達成度」、またその「達成度に対する評価」、運営費補助金であるならば「補助金を受けたことによる団体の成長・組織運営の軌道等」や「自立に向けた今後の展望・目標等」等、補助金を利用したことによる具体的な効果を記載するよう、補助団体に指導されたい。

(オ) 実績報告書の添付書類である「収支決算書」において、余剰補助金

を返還する場合の記載方法について、昨年度、企画課が各課に周知したにもかかわらず同様の誤りが見られたので、所管課においては審査を徹底するとともに、補助団体に対し指導されたい。

#### 【検討事項】

- 次の事項について検討されたい。
    - ア 事務局を町に置いている補助団体に対し、可能な限り自立を促されたい。
- なお、町事業との関係から補助団体の自立が困難な場合は、当該団体の事務を町の業務の一つとして位置付けることを検討されたい。

#### 【意見】

- 今後の事務執行にあたり、次の事項について留意等されたい。
  - ア 事業計画に対し、交付申請が遅い補助団体が見受けられるので、事業計画に支障のない適切な時期の申請を、補助団体に対し提案されたい。
  - イ 町民の理解を得るため、補助金に関する情報を広報紙へ掲載するなど、広報活動に努められたい。

#### (2) 個別

※ 事務処理上の誤謬及び注意事項等で、監査時においてその都度指摘しているものについては、記述を省略している。

#### 【指摘事項】

- 明らかに不適切な事務処理であることから、次の事項について早急に対処された。
    - ア 「体育協会」「しらさぎ駅伝大会実行委員会」「しらさぎマラソン大会実行委員会」に対する補助金について、制度の趣旨・目的から著しく逸脱し利用している実態があったので、補助金等基本条例第22条、第23条及び第24条の規定に基づき、是正措置を講じられたい。
- また、当該補助団体が今後も補助金を利用する場合には、補助金等基

本条例等に基づき、改めて制度創設及び利用の申請をさせるとともに、補助金等審査委員会において、再度、審査されるようお願いしたい。〔生涯学習課、企画課〕

### 【指導事項】

○ 補助金等基本条例第6条に定められた基本原則に則り、補助金制度の透明性を確保する観点から、次の事項について対応されたい。

ア 体育協会の補助金交付申請書の添付書類である「事業計画書」に、「しらさぎ駅伝大会」「しらさぎマラソン大会」「県民スポーツ大会」等、当該団体が事業主体でないと思われるものが記載されている。

特に「しらさぎ駅伝大会」「しらさぎマラソン大会」には、各々実行委員会があり、別途補助金が交付されていることから、不適切な申請である。

「事業計画書」に記載されている全ての事業の主体を明確にし、当該事業に対し二重に補助金が充当されていないか、また町の予算が充当されていないか再審査されたい。〔生涯学習課、企画課〕

イ 昨年度の行政監査の結果に対し、平成29年9月14日付け上総第176号で報告された「体育協会の自立について」、現在までの進捗状況を9月13日までに、所管課より詳細に報告されたい。〔生涯学習課〕

ウ 「体育協会」「しらさぎ駅伝大会実行委員会」「しらさぎマラソン大会実行委員会」の備品台帳を、9月13日までに提出するよう指示されたい。〔生涯学習課〕

## **監査結果の区分**

### 1 指摘事項等

#### (1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの。

#### (2) 指導事項

指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの。

#### (3) 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に、検討を即すもの。

### 2 意見

指摘事項等にはあたらないが、事務の執行等に関し、留意すべき事項又は改善の余地があるもの等への、監査委員としての意見（今後の事業運営の参考にされたい。）